

◆ 次のものは対象外です!!  
 歯ブラシ、ハンガー、バケツ、おもちゃ、靴、カバン、衣類、洗面器、結束バンド、農業廃プラなど



※対象となる物には、必ず、プラマークが付いています。  
 マークのない物は対象外です。

プラスチック製容器包装  
 分別収集しているのは、プラスチックではありません  
 プラスチックでできた容器包装だけです

ごみ・資源物の分別方法で、問い合わせの多いものについて、ご説明します。再度、ご確認ください。

# ふんべつ 分別のある分別を!

区分	例
ガラス	窓ガラス、コップ、食器、耐熱ガラス
陶磁器	食器、花瓶、植木鉢、つぼ
危険物	使い捨てライター、カミソリやカッターの刃
その他	灰、炭

日常的に出るものではありません。対象はコレだけ!

プラスチック製容器包装はリサイクルできる「資源物」です。汚れは落としましょう。落とせないものは可燃ごみへ。

## 埋立ごみ

## 浄化槽を使用中の皆さんへ

～法定検査を受けましょう～

浄化槽は、適正な維持管理により初めてきれいな水を川に流すことができる装置です。

河川の汚濁を防ぐため、日ごろの保守点検や清掃とは別に、年1回、県知事が指定した(社)長野県浄化槽協会が行う検査を受けることが義務づけられています。

検査日程については、同協会から送付されます通知をご確認ください。

～浄化槽の清掃を行いましょ～

浄化槽に入った汚水は、微生物の働きなどで浄化されますが、その際、汚泥が発生します。これを引き抜き、付属装置や機械を洗浄する作業を年1回以上実施することが、義務づけられています。

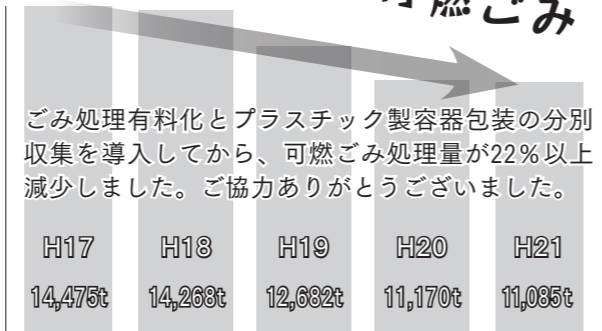
浄化槽の清掃を依頼する場合は、次の許可業者にご連絡ください。

- ・(有)中野環境サービス ☎(22)3072
- ・(有)徳竹クリーンサービス ☎(22)4465
- ・小嶋重子 ☎026(257)2196

## 合併処理浄化槽の設置に対して 補助金を交付します

市では、合併処理浄化槽を設置する場合、一定の要件により「中野市浄化槽設置事業補助金」を交付しています。公共下水道事業や農業集落排水事業の区域以外の一般住宅が補助対象で、浄化槽の規模により補助金額が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

## もっと減らそう可燃ごみ



ごみ処理有料化とプラスチック製容器包装の分別収集を導入してから、可燃ごみ処理量が22%以上減少しました。ご協力ありがとうございました。

可燃ごみの排出量は、分別を進めることで、まだまだ減らせます。ポイントは「雑がみ」と「生ごみ」です。可燃ごみの排出を月に1袋(4人世帯の場合)にすることを目指しましょう。

### 雑がみは「資源」です

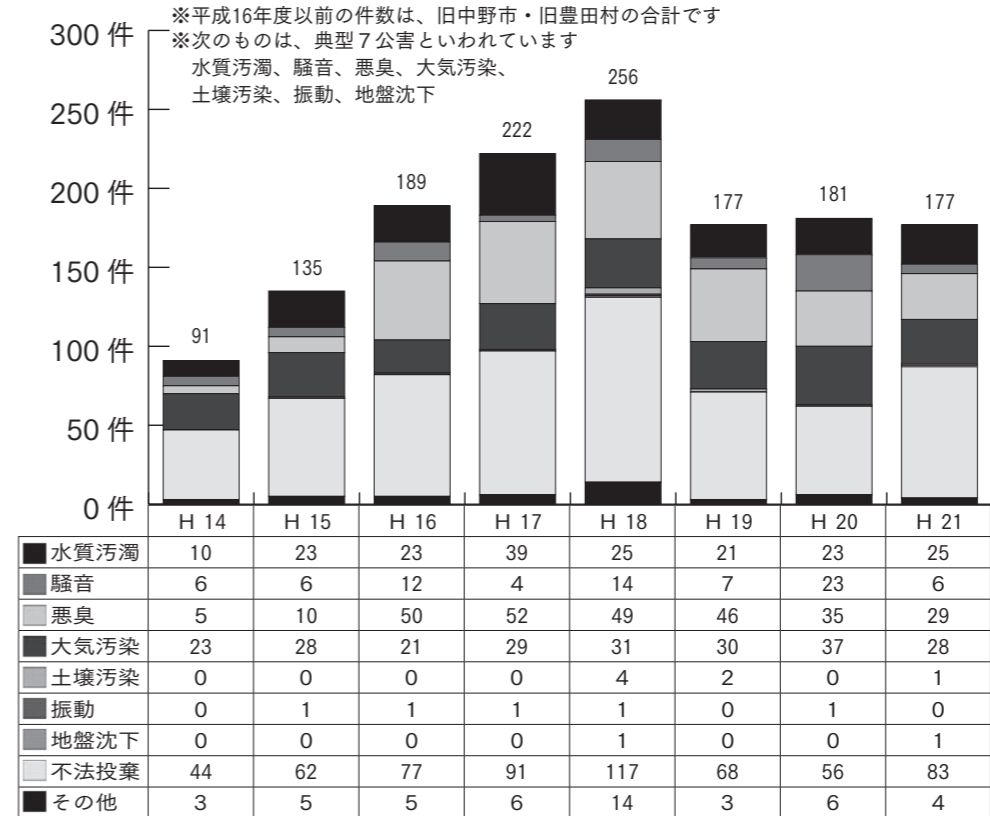
チラシや包装紙などの雑がみを資源として分別することで、可燃ごみは大きく削減できます。分別した雑がみは、資源物回収の日に出してください。

### 生ごみは自家処理を!

庭や畑に埋めたり、コンポストや生ごみ処理機を利用し、生ごみを自家処理しましょう。

また、今年度から「硬質プラスチック製品」と「陶磁器」の特別回収を始めました。詳しくは、3月に全戸配布したチラシをご覧ください。環境課衛生係までお問い合わせください。

## 中野市における公害苦情件数の推移 (平成22年3月末現在)



不法投棄発見数(市受付)の推移

年度	件数	主な廃棄物				
		テレビ	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	自転車
H16	77	17	7	5	89	10
H17	91	14	4	5	177	36
H18	117	32	8	7	134	50
H19	68	44	11	9	131	15
H20	56	23	9	3	58	1
H21	83	50	7	6	96	7

平成21年度の公害苦情内容

種類	主な内容
水質汚濁	油類の流出、工場排水など
騒音	工場、生活騒音、農業用爆音機など
悪臭	堆肥(腐オガ)、法で規制されない野外焼却(剪定など)
大気汚染	粉じん、違法な野外焼却など
土壌汚染	油類の流出など
その他	害虫の発生など

## 迷い犬 にならないために

犬を飼う場合は、犬が離れないよう丈夫な綱などでしっかりと首輪などが緩んでいないか定期的に確認しましょう。



また、鑑札と注射済票は、必ず首輪などに付けておきましょう。万が一、犬が離れ、迷い犬として保護された場合、番号から飼い主が分かります。

飼い犬がいなくなったり、迷い犬を発見した場合は、長野県北信保健所食品・生活衛生課 ☎0269(62)6035)まで、ご連絡ください。

平成23年7月のアナログ放送終了に伴い、テレビの不法投棄増加が予想されるため、市では、今年4月から市内の



▲市内各地をパトロールしています

監視パトロールを実施しています。不法投棄の常習箇所を設置する「啓発看板」が必要の方はお問い合わせください。  
 ◆エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の処分方法  
 買い替え：購入先の店に引き取ってもらう。  
 処分のみ：購入した店または処理業者に引き取ってもらう。  
 自分で処分する場合：郵便局でリサイクル料を振り込み、製品を指定取引場所に持ち込んでください。

STOP! 犯罪です 違法な野外焼却

廃棄物を処理する場合は、決められたルールに基づき、適正に処理しましょう。また、剪定枝など農林業を営む上でやむを得ないものを除き、野外焼却は原則禁止されています。剪定枝などを焼却する際は住宅周辺を避ける必要があります。周囲に迷惑がかけられないよう注意しましょう。